

# 令和5年度 保育士就職準備金貸付事業の実施について (お知らせ)

栃木県社会福祉協議会では、『保育士就職準備金貸付事業』を実施します。

## 〔制度の概要〕

県内の保育人材の確保を支援することを目的とし、保育士資格を有し、保育士として就労をする方で、かつ貸付対象者としての条件を全て満たす方に対して、就職準備金を貸し付ける制度です。

貸付けを受けた方が、県内の保育所等で保育業務に従事し、引き続き2年間、これらの業務に従事した場合には、就職準備金が全額返還免除されます。

- 募集対象 次頁「1 貸付対象者」の全ての要件に該当する方
- 募集人数（年間） 80名程度（※募集人数に達し次第受付終了となります。）
- 申請方法

(1) とちぎ保育士・保育所支援センターに電話連絡（TEL 028-307-4194）の上、お仕事を探している期間中に栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター内 とちぎ保育士・保育所支援センターに①「届出書（兼求職登録票）」②「利用計画書及び職歴報告書」及び③「保育士サポートシステム登録票」（任意）の提出をお願いいたします。（エントリー受付） ※保育士サポートシステムの登録はとちぎ保育士・保育所支援センターのホームページからできます。登録を済ませた方は③の提出は不要です。

(2) 就労開始日を含む月の翌々月末（例：4月15日に就労開始（復帰）した場合は、6月30日までに申請書を提出してください。月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日が申請期限です。なお12月の提出期限は12月28日です。）までに申請書類を当センターに提出してください。

提出の際には必ずとちぎ保育士・保育所支援センターに連絡のうえ、申請者本人が持参してください。

## お申込み・お問い合わせ先

# とちぎ保育士・保育所支援センター

センター開所日時：月曜日～金曜日の9：00～17：00、毎月第3土曜日の9：00～17：00

※当センターでは保育に関する無料職業紹介事業を行っております。

保育のお仕事をお探しの方の個別相談、保育事業所に特化した合同就職相談会の開催や保育士未経験の方やブランクのある方の職場復帰セミナー等の事業を実施しています。お気軽にご相談ください。

〒320-8508

栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3階

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター内

TEL：028-307-4194 FAX：028-623-4963

E-mail info@tochigi-hoikushi-center.org

ホームページ <https://www.tochigi-hoikushi-center.org/>

(QRコード→)



# 1 貸付対象者

次の（１）～（２）の全ての条件に該当する方。ただし、国庫補助による貸付制度等（保育士修学資金貸付における就職準備金の加算、生活福祉資金貸付における福祉費等）を受けた方を除きます。

- （１）他都道府県での就職準備金貸付を受けていない方。
- （２）栃木県内の保育所等を離職した方、又は勤務経験のない方

ただし、保育士資格を有し、保育士として栃木県内の保育所等（別表のとおり）に週20時間以上勤務することが必要です。また、新規卒業者にあつては、就労するため他県から転入してきた方に限ります。なお、すでに当貸付を受けたことのある方については再度の貸付はできません。

# 2 貸付額、対象経費について

貸付の上限額	一人1回 <u>400,000円以内（※）</u>
貸付の利子	無利子
貸付対象となる経費の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用</li><li>・ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料</li><li>・ 保育所等で使用する被服費</li><li>・ 保育所等への勤務に復帰するにあたり研修等を受けた際の研修費用</li><li>・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費</li><li>・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用</li><li>・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用</li></ul> その他、就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

※ただし、貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省調査）による栃木県内の保育士の有効求人倍率が、一般職業紹介状況による全国の有効求人倍率以下の場合には、200,000円以内となります。

# 3 申請方法

- （１）とちぎ保育士・保育所支援センターに電話連絡（TEL 028-307-4194）の上、保育の仕事を探している期間に、とちぎ保育士・保育所支援センターに①「届出書（兼求職登録票）」②「利用計画書及び職歴報告書」及び③「保育士サポートシステム登録票（任意、インターネット上で登録も可）」を提出してください。（エントリー受付）

※①、②、③はとちぎ保育士・保育所支援センターホームページ

[\(https://www.tochigi-hoikushi-center.org/\)](https://www.tochigi-hoikushi-center.org/) からダウンロードできます。

- （２）就労開始日を含む月の翌々月末（月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日が提出期限です。なお12月の提出期限は12月28日です。）までに、以下の書類をとちぎ保育士・保育所支援センターに提出してください。①、②の書類はとちぎ保育士・保育所支援センターホームページからダウンロードできます。なお、提出の際はセンターに連絡のうえ、申請者本人が持参してください。提出期限以降の受付は一切出来かねます。

### ①「貸付申請書（別記様式第1号）」

ア 家族の状況欄には、生計を一つにする者の直近の所得金額を記入の上、それを証する書類（源泉徴収票の写し又は課税証明証等で所得及び扶養家族等が確認できるもの）を添付してください。

イ 連帯保証人1人（申請者と別生計で独立の生計を営む成年）を記入してください。

ウ 連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付してください。

### ②「業務従事証明書（別記様式第10号）」

施設又は事業所の長から保育士として従事している旨の証明を受けてください。

### ③保育士証の写し（現姓のもの）

旧姓で登録の場合は、旧姓の保育士証の写しと書き換え交付手数料の領収書を添付。

### ④住民票（3カ月以内発行のもの）

世帯全員の記載のあるもの。マイナンバー(個人番号)、本籍地の記載は不要です。

※申請書類の提出については、とちぎ保育士・保育所支援センター窓口又は県内ハローワーク（宇都宮を除く）での「福祉のお仕事出張相談」窓口に申請者本人が直接お越しください。

・センター開所日時：月曜日～金曜日の9：00～17：00、毎月第3土曜日の9：00～17：00

・福祉のお仕事出張相談開設日（5月～3月開設）時間 13：00～16：00（受付は15：45まで）

会場	開設日	会場	開設日
ハローワーク鹿沼	第1・3火曜日	ハローワーク大田原	第1・3月曜日
ハローワーク栃木	第1・3火曜日	ハローワーク小山	第2・4月曜日
ハローワーク佐野	第1・3水曜日	ハローワーク日光	第4火曜日
ハローワーク足利	第2・4水曜日	ハローワーク黒磯	第2・4月曜日
ハローワーク真岡	第1・3水曜日	ハローワーク那須烏山	第2水曜日
ハローワーク矢板	第2火曜日		

祝日は相談をお休みさせていただきます。

## 4 貸付決定

本会において、書類を審査の上、貸付けを決定します。貸付決定後、一括にて指定の口座に振り込みます。申請から返還猶予までの流れは、別紙「申請手続き～契約終了までの流れ」を参照してください。

## 5 就職準備金の返還等

就職準備金の貸付けを受けた方は、次の場合に該当する場合には、就職準備金を返還することとなります。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 栃木県内の保育所等において保育の業務に従事しなくなった（従事する意思がなくなった）とき。

(3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

返還期間等は次のとおりです。

(1) 返還期間

ア 24か月とします。

イ 繰り上げて返還することもできます。

(2) 返還方法

月賦、半年賦による均等又は一括返還です。

(3) 延滞利子

正当な事由なく、返還期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき要領で定めた割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

## 6 就職準備金の返還の猶予、免除

就職準備金の貸付けを受けた方が次に該当する場合には、就職準備金の返還を猶予し、又は免除します。

(1) 返還の猶予

ア 栃木県内の保育所等において、保育の業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるときで、会長が適当と認める期間。

(2) 返還の免除

ア 栃木県内の保育所等において保育の業務に従事し、かつ2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。

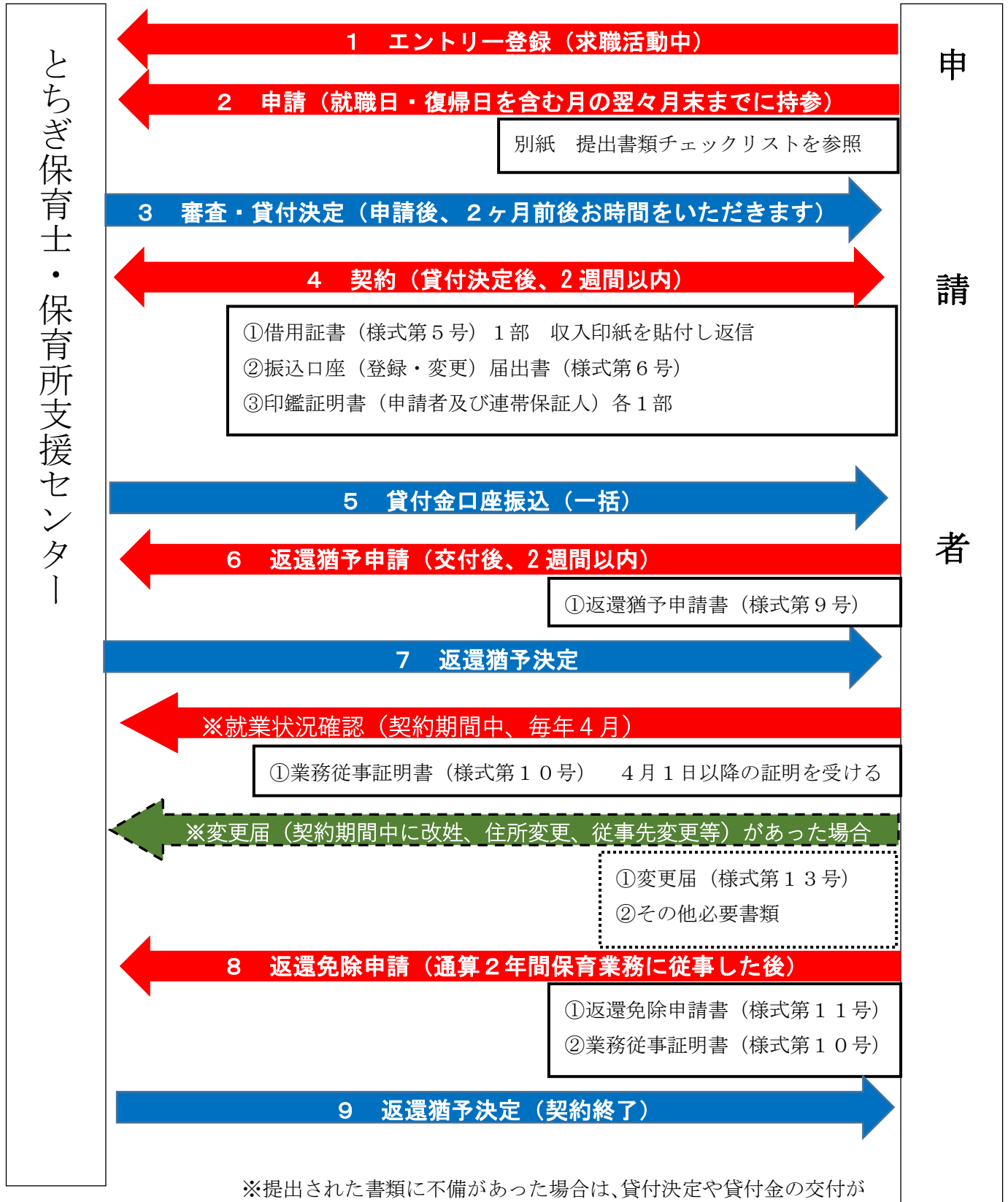
イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

※返還猶予及び返還免除は申請が必要です。上記に該当する場合は必ずセンターにご連絡ください。

別表 栃木県内の保育所等

①	児童福祉法第7条に規定する保育所
②	学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうちア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 イ 認定こども園への移行を予定している施設
③	就学前の子どもに関する教育、保育等に総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
④	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
⑤	児童福祉法第6条の3第13号に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
⑥	児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
⑦	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
⑧	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
⑨	子ども・子育て支援法第59条の2第2項に規定する仕事・子育て両立支援のうち、「企業主導型保育事業」において保育を行っている施設

## 申請手続～契約終了までの流れ



※提出された書類に不備があった場合は、貸付決定や貸付金の交付が遅れることがあります。予めご了承ください。